

令和2年8月28日

保護者各位

宮城県立迫支援学校
校長 猪 狩 一 彦

健康観察カード及び出席停止の扱いの変更等について（お知らせ）

晩夏の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして以下のとおりお知らせいたします。

つきましては、保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、これまでに配付した文書に記載した内容も一部再掲いたしますので、改めてご確認願います。

記

1 健康観察カードの変更について

- ・9月から別紙のとおり健康観察カードを変更いたします。風邪症状を具体的に記入できるよう見直しました。これまで同様、登校前にご家庭で検温及び健康観察を行い、結果をカードにご記入ください。またスクールバス乗車前にカードを乗務員に提示してください。学校では昇降口で担任等が確認します。
- ・カードの②「健康状態」で「風邪症状」「発熱」「だるい」のいずれかに該当している場合は、原則としてスクールバスへの乗車及び学校での受入れはできません。また、学校で同様の症状が見られた場合は、原則として早退となります。
- ・カードを忘れた場合は乗務員又は担任等にお申し出ください。ご家庭で検温及び健康観察を行っていた場合は、結果を予備のカードにご記入いただきます。
- ・ご家庭で検温及び健康観察をしなかった場合は、バスには乗車できません。学校では別室で検温及び健康観察を行い、健康状態の問題がないことを確認した上で、児童生徒を教室に入れるようにします。

2 発熱した児童生徒の解熱後の登校について

発熱*した場合は、解熱した日の翌日から3日間ご家庭で健康観察を行い、健康上の問題がなければ登校させてください。ただし、医師の判断があれば3日間の健康観察は不要です。

3 出席停止の扱いについて

宮城県教育委員会からの指導を受けて、以下のとおり変更いたします。これらの場合に学校を休んだ場合は、欠席ではなく出席停止の扱いとなります。

児童生徒の状況等	期間等
新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合	・ 医師または保健所の許可が出るまで
濃厚接触者に特定された場合	・ 感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間
感染の恐れがある場合	・ 医師または保健所の許可が出るまで
発熱 [*] 等の風邪の症状がある場合	・ 症状が改善するまで
医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒が、主治医の見解等により登校すべきでない [*] と判断された場合	・ 主治医等に指示された期間
不安により登校を控える場合	・ 不安が改善されるまで

4 発熱者等の情報提供について

6月4日付け配付文書「発熱者等の情報提供について」で、発熱（37.5℃以上を目安）により児童生徒が学校を休んだ場合等にご家庭に情報提供する旨をお知らせしておりましたが、このことについては、本県及び地域の感染状況等を踏まえた上で、情報提供が必要と判断した場合に実施いたしますので、ご理解願います。

※「発熱」とは本人の平熱を基準にして、体温が高く、体調に異常が見られる場合を指します。

担 当：教頭 茂庭 伸幸

TEL：0220-22-9484

FAX：0220-22-7628